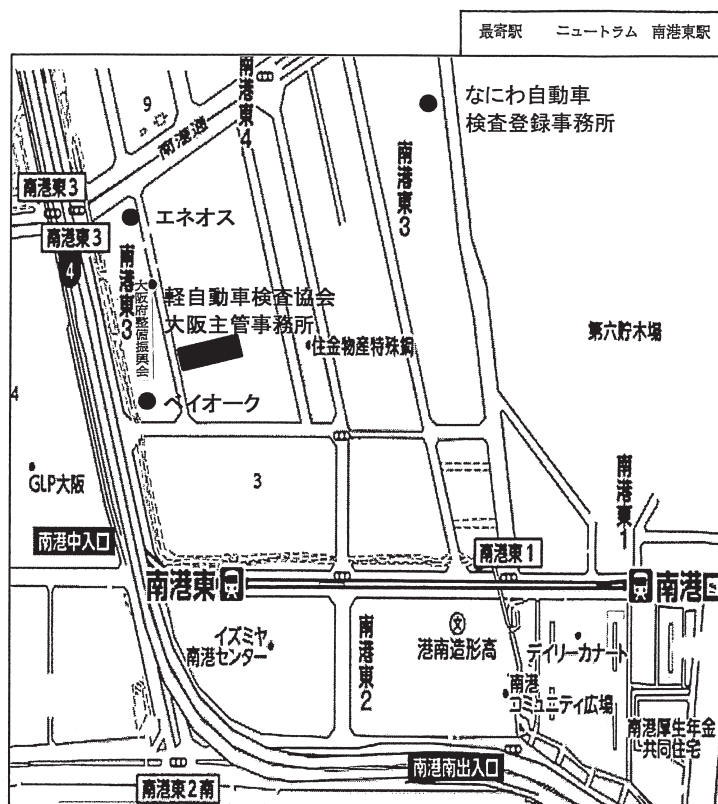


Ⅱ．輕自動車検査関係

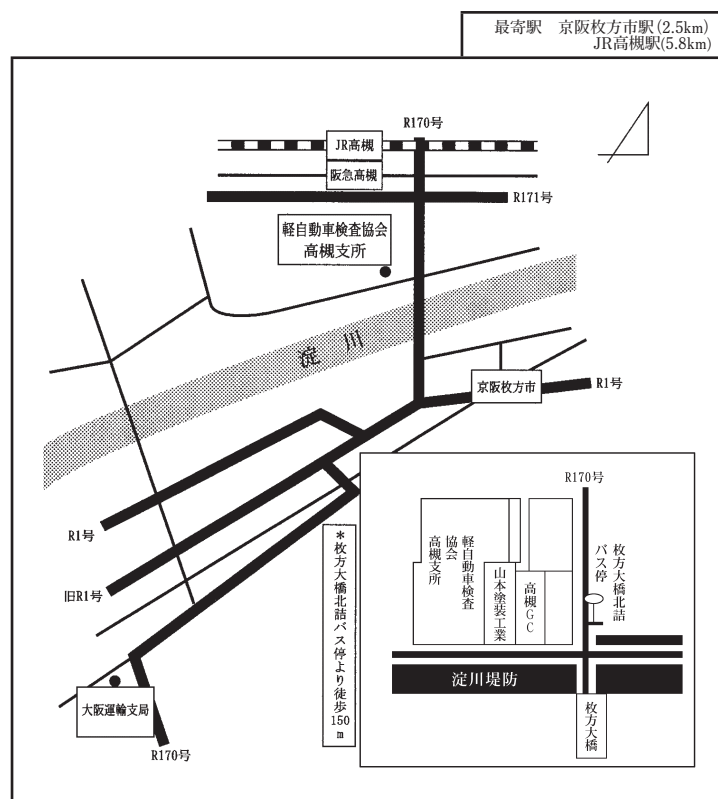
(1) 軽自動車検査協会大阪主管事務所管内検査場の案内について

軽自動車検査協会ホームページアドレス <https://www.keikenkyo.or.jp/>

TEL 06-6613-1234



TEL 06-6613-1234



兵庫事務所

神戸市東灘区御影本町1丁目5-5

TEL 050-3816-1847

予約コーナー

TEL 050-3821-1021



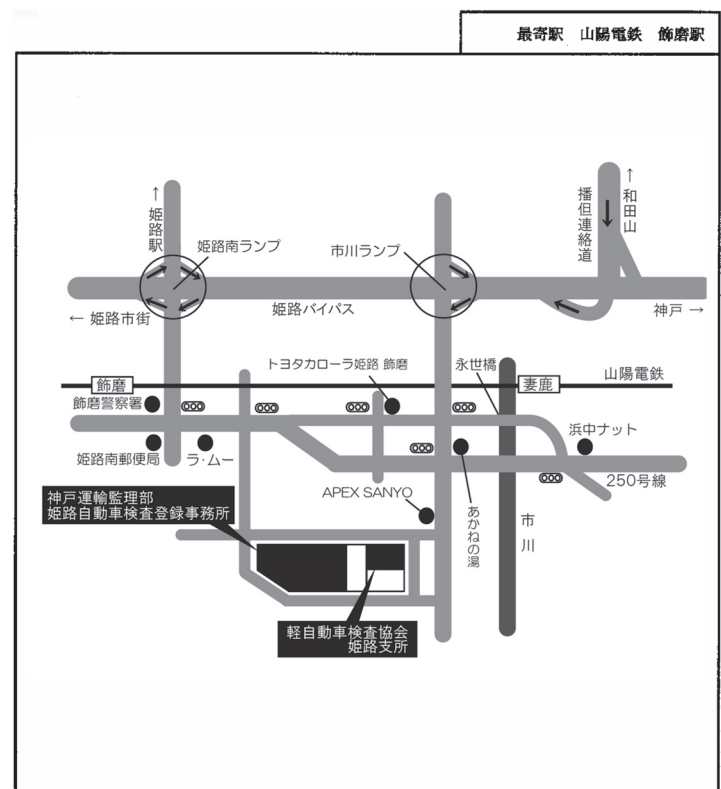
兵庫事務所姫路支所

姫路市飾磨区中島3313

TEL 050-3816-1848

予約コーナー

TEL 079-235-0247



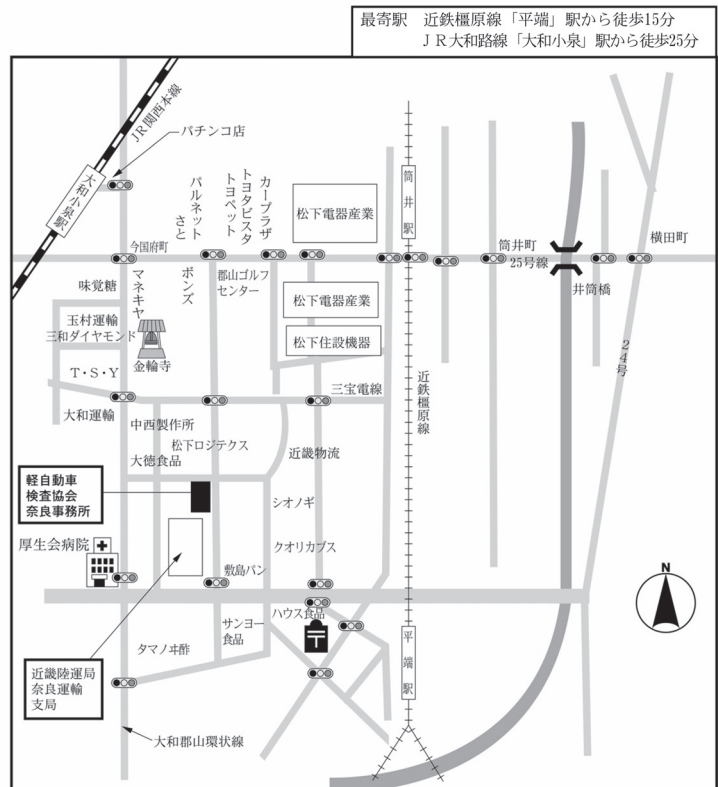
奈良事務所

大和郡山市額田部北町980番地の3

TEL 050-3816-1845

予約センター（自動予約）

TEL 0743-57-6006



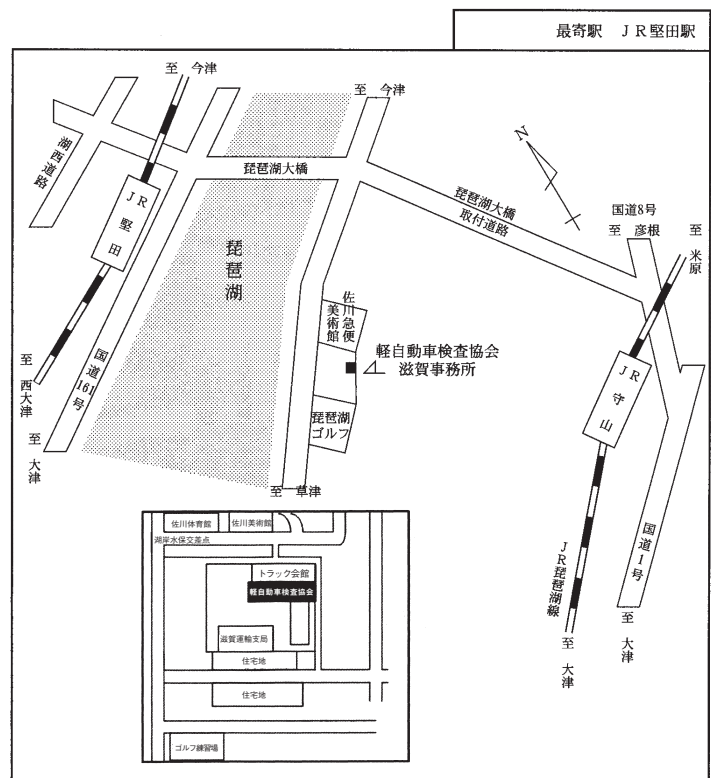
滋賀事務所

守山市木浜町2298-3

TEL 050-3816-1843

予約コーナー

TEL 077-585-7516



和歌山事務所

和歌山市湊1106番地の25

TEL 050-3816-1846

予約コーナー

TEL 073-431-9182



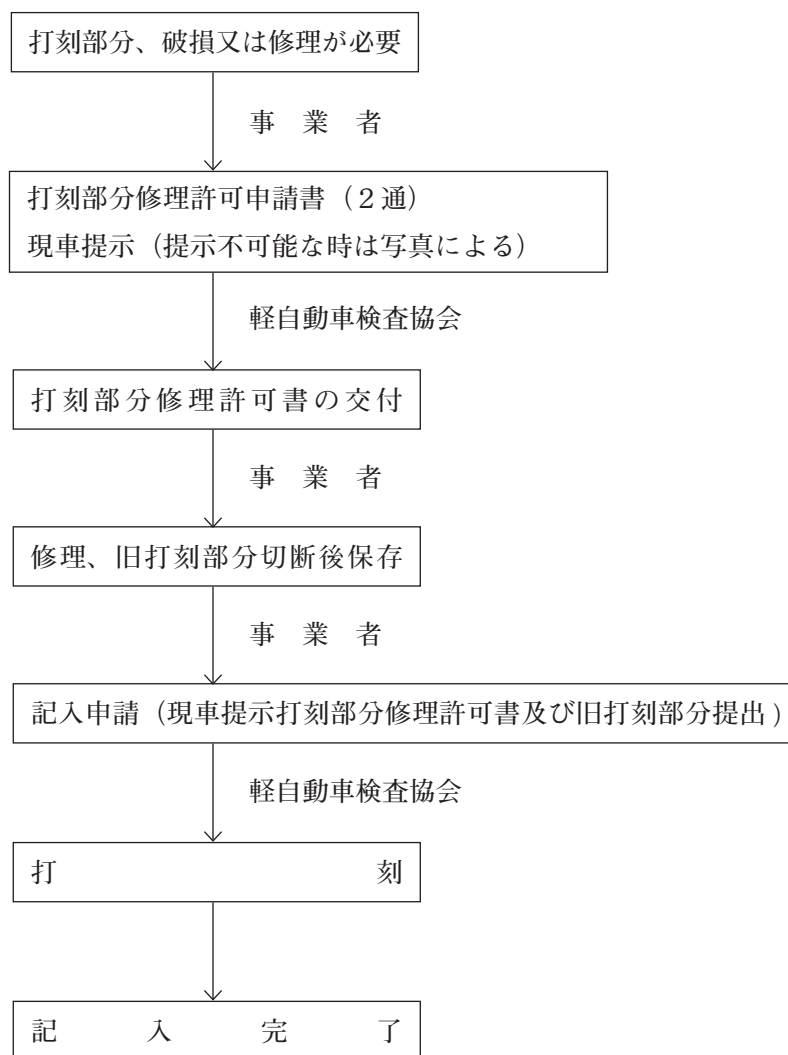
2. 事務関係

(1) 車台番号打刻部分の修理について

車両法31条ただし書による車台番号打刻部分の修理許可手続は次によること。

- ① 車台番号（含原動機型式）打刻部分修理許可申請書（別紙様式）2通を提出すること。
- ② 許可申請書には、打刻部分の拓本、写真及びその他必要な書類を添付すること。
（亀裂その他修理を必要とするようなものであること）
- ③ 取換部分の販売証明書（廃品業者のものでもよい）を添付すること。
- ④ 旧打刻部分は切り抜いて職権打刻時に提出する。

<参考>《職権打刻許可手続きの手順》



令和 年 月 日

軽自動車検査協会

事務所長 殿
支 所 長

使用者氏名 (印)

事業者氏名 (印)

車台番号（含原動機型式）打刻部分修理許可申請書

1. 車 名 初度検査年 型式

2. 車 両 番 号

原動機型式

3. 車 台 番 号

4. 理 由

5. 拓本及び写真貼付

備 考

職権打刻番号

本件について許可します。

令和 年 月 日

軽自動車検査協会

事務所長
支 所 長

3. 検査関係

(1) 軽自動車の改造について

自 技 第 1 5 9 号

平成 8 年 9 月 30 日

軽自動車の衝突時の安全性向上への対応を目的として、今般、道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）を改正し、改正後の軽自動車の規格を平成 10 年 10 月 1 日より適用することとした。

これに伴い、改正前の施行規則の規定（以下「旧規格」という。）に基づき製作された軽自動車について、長さ又は幅を拡大することとなる改造が予想されるところであるが、軽自動車は、本来軽量、小出力であり、改造の内容如何によっては、その走行安定性、制動特性、強度等に悪影響を及ぼす恐れが多いと思料される。

このため、平成 10 年 10 月 1 日以降、旧規格に基づき製作された軽自動車の改造車については、下記の点に配慮して検査を実施されたい。

記

1. 車両の長さ、幅、荷台の長さ及び幅は、道路運送車両法第75条の規定に基づく型式指定、「新型自動車等取扱い要領」（昭和45年6月、自車第375号、自整第86号）に基づく届出等に係る同一型式の自動車のそれらを上回っていないこと。
2. 通常予想される荷重条件において左右輪の輪荷重の差は、軸重の12%以下であること。

（参考資料）

軽自動車の規格の変遷

	～昭和50年12月31日	～平成元年12月31日	～平成10年9月30日	～ 現 在
長 さ	3.00 m以下	3.20 m以下	3.30 m以下	3.40 m以下
幅	1.30 m以下	1.40 m以下	1.40 m以下	1.48 m以下
高 さ	2.00 m以下	2.00 m以下	2.00 m以下	2.00 m以下
排気量	0.36リットル以下	0.55リットル以下	0.66リットル以下	0.66リットル以下

(2) 受検に関する注意事項について

受検者等の遵守事項

受検者の皆様へ

自動車検査場においては、次の事項をお守り下さい。これらの事項が守られていない場合は、検査を中止し、受検者に対する退去や自動車の撤去を命ずることがあります。

なお、これに応じない場合は、コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとりますのでご了承下さい。

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備、備品等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 検査コース内において、検査担当者等の許可なく自動車を歩行速度を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備、備品等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車検査中の検査担当者又は書面確認中の検査担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者等の許可なく検査中又は検査コースに所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 検査中又は敷地等の定められた場所以外では、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑲ その他検査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

(2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。また、これらの撮影等の情報をソーシャルメディア等に配信又は投稿しないこと。

受検時の指示事項

受検者の皆様へ

自動車検査場において検査を受ける場合には、次の事項をお守り下さい。これらの事項が守られていない場合は、検査担当者から検査時において、受検者に指示が行われます。

なお、受検者がこの指示に従わなかった場合は、受検車両の検査を行えないため検査を中断いたしますのでご了承下さい。

「受検に際して必要な指示事項」

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

- ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
- イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
- ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
- エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の検査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビン
を上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの検査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し
た空車状態
- ス 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場
合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1) ④に定める安定性の検査を除く。）
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた
状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させること
ができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納
させた状態
- セ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検
査用スキャンツールを接続できる状態

② 受検車両の入場検査コース又は検査場所について、検査担当者等からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③ 受検中は軽自動車検査票を保持すること。

④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者等からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態

の維持を含む。)を行うこと。

- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示(音声案内を含む。)又は検査担当者等の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの検査が終了又は中断したときは、個別の検査結果にかかわらず、その都度、検査担当者から総合判定の通知を受けること。
また、検査コースでの検査が終了し、総合判定の通知を受けたあとは軽自動車検査票を所定の窓口に提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

受検時の注意事項

① 各検査コース共通の受検時の注意事項

- ア 受検車両の操作方法（特にトラクションコントロール装置、衝突被害軽減ブレーキ、コーナーセンサー、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類）については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにしてください。
- イ 自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ検査担当者に申し出てください。
- ウ 初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出てください。
- エ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率 50% 以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。
- オ トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検してください。
- カ 車の中心をテストの中心に合わせ、まっすぐに進入してください。
- キ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
- ク 受検時は急停止、急発進をしないでください。
- ケ テスタ上ではハンドルを切らないでください。
- コ ヘッドライト・テストの動きに注意して進行してください。
- サ ディーゼル車は CO・HC テスタを使用しないでください。
- シ 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけてください。
- ス 排気ガス・テストのプロープを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたりしないでください。
- セ 検査コース内において車両を後退させる場合は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
- ソ サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮ください。
- タ 受検する方の不注意又は検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、受検車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。また、施設等に損害を与えた場合は、弁償していただく場合がありますので、細心の注意を払って受検するとともに検査担当者の指示に従ってください。
- チ 上記タの場合のほか、事故が発生した場合は、当方と受検された方等の過失割合に応じた対応とさせていただきます。
- ツ 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないでください。また、その間を通行しないでください。
- テ 受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出てください。
- ト 窓口より交付された自動車検査証等の走行距離計表示値その他の記載内容及び記録内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。

② 自動方式総合検査機器（マルチテスト）の受検時の注意事項

- ア 軸重 1,000kg 以上の車両及び三輪車は検査コースに乗り入れないでください。
- イ 再入場車両、4WS 車及びオートライト検査車は必要に応じ該当する申告ボタンを押してください。
- ウ 進入表示器の「進入」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。

③ 自動方式検査機器の受検時の注意事項

- ア 軸重 1,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。
- イ 前輪駆動車（FF 車）は、スピードメータ検出選択ボタンを押してください。
- ウ 再入場する車両は該当する申告ボタンを押してください。なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。

エ パートタイム 4WD 車は二輪駆動に切り替えて受検してください。

オ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。

カ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させてください。

キ フルタイム 4WD 車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。

④ 画像取得装置使用時の注意事項

ア 停止位置案内線に沿って、検査担当者の指示により直進姿勢で停止してください。

(3) 不適切な補修等について

2-4 不適切な補修等

- (1) 第4章から第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（審査事務規程7-65（8-65）から7-95（8-95）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 審査事務規程7-41（8-41）に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの
- イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程7-65（8-65）から7-95（8-95）に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（審査事務規程 7-35-1（8-35-1）(2)の表示を除く。）

(2) 灯火器、審査事務規程 7-107（8-107）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。